

奈良県告示第百六十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。）の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十八年八月五日

奈良県知事 荒井正吾

区分		区域	月日（曜日）	時間	場所
運搬が困難な はかり	曾爾村	宇陀市	九月五日（月）	午前九時から午後四時まで	運搬が困難なはかりの所 在場所
			九月六日（火）		
	御所市	御杖村	九月十二日（月）	午前九時から午後三時まで	
			十月四日（火）	午前九時から午後三時まで	
	香芝市		十月二十五日（火）	午前九時から午後三時まで	

					運搬が困難な はかり以外の 特定計量器
御所市				宇陀市	
十月五日（水）	九月九日（金） ）	九月八日（木） ）	九月七日（水） ）	十月二十六日 （水）	
午前十時か	午後一時か ら午後二時 三十分まで	午前十時か ら正午まで	午後二時か ら午後三時 まで	午前十時三 十分から正 午まで	
葛公民館（御所市大字戸	宇陀市役所（宇陀市榛原 下井足一七番地の三）	奈良県農業協同組合宇陀 営農経済センター田口経 済店舗（宇陀市室生田口 元上田口二〇五九）	宇陀市室生振興センター （宇陀市室生大野一六三 七番地）	宇陀市中央公民館（宇陀 市大字陀中庄二〇二番地 ）	

備考

					香芝市						
			十月二十八日 (金)						十月二十七日 (木)		
まで		午後一時か ら午後三時		午前十時か ら正午まで		まで		午後一時か ら午後三時		午前十時か ら正午まで	
				香芝市役所 (香芝市本町 一三九七番地)				まで		午後一時か ら午後四時	
			十月十四日 (金)								
まで		午後一時か ら午後三時		午前十時か ら正午まで		午後一時か ら午後三時		午後一時か ら午後四時		午前十一 時三十分ま で	
				御所市いきいきライフセ ンター (御所市七七四番 地の二)				市大字豊田四三)		奈良県農業協同組合御所 営農経済センター (御所 市大字豊田四三)	
										毛九七九番地の二)	

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受けなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く日の午前九時三十分から午後四時までの間に奈良県産業振興総合センター（奈良市柏木町一二九番地一）において行う。